株主各位

千葉県香取市玉造三丁目1番5号 株式会社エヌアイディ 代表取締役社長小森俊太郎

第52期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第52期定時株主総会を下記により開催いたしますので、 ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月25日(火曜日)午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

 1.日
 時
 2019年6月26日(水曜日)午前11時

 2.場
 所
 千葉県香取市佐原イ525-1 佐原商工会議所 4階大ホール (末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目 的 事 項 報 告 事 項

- 1. 第52期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項 第 1 号 議 案

剰余金処分の件

第 2 号 議 案

取締役9名選任の件

第3号議案

監査役2名選任の件

第4号議案

補欠監査役2名選任の件

第5号議案

退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が 生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (アドレス https://www.nid.co.jp) に掲載させていただきます。

第52期定時株主総会招集ご通知より、日付の表記を和暦から西暦へ変更しております。

(提供書面)

事業報告

(2018年4月1日から 2019年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境の改善が続き、個人消費・設備投資も持ち直しの動きが見られるなど、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方、海外においては、米中の貿易摩擦の長期化や不確実な政治情勢などの影響を受け、依然として先行きが不透明な状況で推移しました。

当社グループの属する情報サービス業界においては、企業のIT投資は増加傾向で推移しました。一方で、技術者の不足感は非常に強く、人材確保を取り巻く環境は一層厳しくなっております。

こうした状況の中、当社グループは、エンベデッドソリューション事業、ICTイノベーション事業、フィナンシャルシステム事業、ネットワークソリューション事業において、それぞれの事業の強みを活かしつつITの進化や市場の変化に柔軟に対応し成長が見込まれる分野に注力することで持続的成長と拡大を目指してきました。

このような取組みの結果、売上面では、エンベデッドソリューション事業及びフィナンシャルシステム事業並びにネットワークソリューション事業が増収を確保し、売上高は17,964百万円(前期比0.3%増)となりました。利益面では、生産性向上による売上原価低減効果が販管費増加を上回ったこと等により、営業利益1,983百万円(同8.6%増)、経常利益2,168百万円(同7.6%増)、親会社株主に帰属する当期純利益1,444百万円(同6.0%増)となりました。

なお、売上高、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益 につきましては、過去最高を更新しました。 セグメント別の概況は次のとおりであります。

【エンベデッドソリューション事業】

当事業では、カーエレクトロニクス分野の売上が減少したものの、社会インフラ、メディカルシステム、FA・装置制御等の分野の売上・利益が増加しました。この結果、売上高は3,070百万円(前期比3.8%増)、営業利益は225百万円(同55.8%増)となりました。

【ICTイノベーション事業】

当事業では、モバイル等の分野の売上・利益が減少しました。この結果、 売上高は3,787百万円(同2.4%減)、営業利益は350百万円(同4.2%減) となりました。

【フィナンシャルシステム事業】

当事業では、クレジット・証券等の分野の売上が減少したものの、生保・ 損保分野の売上・利益が増加しました。この結果、売上高は4,604百万円 (同3.2%増)、営業利益は903百万円(同14.3%増)となりました。

【ネットワークソリューション事業】

当事業では、金融・保険等の分野の売上が減少したものの、運輸・通信、 官公庁・団体、建築・製造業等の分野の売上が増加しました。この結果、 売上高は5,008百万円(同0.1%増)、営業利益は406百万円(同0.7%増) となりました。

【その他】

その他には、データソリューション事業、プロダクト事業、人材派遣事業を分類しております。このうち、データソリューション事業、人材派遣事業の売上・利益が減少しました。この結果、売上高は1,494百万円(同7.2%減)、営業利益は91百万円(同21.4%減)となりました。

【売上高内訳】

セグメント別	前連結会 (2018年	会計年度 3月期)	当連結会 (2019年	会計年度 3月期)	前期比増減		
	売上高	構成比	売上高	構成比	増減額	増減率	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	
エンベデッド ソリューション事業	2, 956	16. 5	3, 070	17. 1	113	3.8	
ICT イノベーション事業	3, 880	21. 7	3, 787	21. 1	△93	△2. 4	
フィナンシャル システム事業	4, 462	24. 9	4, 604	25. 6	141	3. 2	
ネットワーク ソリューション事業	5, 002	27. 9	5, 008	27. 9	5	0. 1	
その他	1,610	9.0	1, 494	8.3	△115	△7. 2	
計	17, 913	100.0	17, 964	100.0	51	0.3	

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資等の総額は208百万円であります。

その主なものは、当社における、オフィス改修に伴う建物附属設備並びに工具器具及び備品25百万円、NID・MIにおける、オフィス移転に伴う建物附属設備並びに工具器具及び備品112百万円、NID airにおけるオフィス移転に伴う建物附属設備並びに工具器具及び備品16百万円等の設備投資であります。

- ③ 資金調達の状況 該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。

- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 該当事項はありません。
- ① 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況 該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位: 千円)

	区 分		第 49 期 (2016年3月期)	第 50 期 (2017年3月期)	第 51 期 (2018年3月期)	第 52 期 (当連結会計年度) (2019年3月期)
売	上	高	17, 102, 693	17, 683, 440	17, 913, 405	17, 964, 983
経	常 利	益	1, 717, 552	1, 967, 850	2, 015, 244	2, 168, 528
親会当	社株主に帰属 期 純 利	する益	957, 065	1, 304, 915	1, 362, 627	1, 444, 860
1 株当	当たり当期純利益	(円)	84. 27	114. 91	119. 99	127. 24
総	資	産	14, 126, 283	15, 569, 152	16, 867, 339	18, 299, 260
純	資	産	9, 042, 375	10, 253, 678	11, 419, 149	12, 699, 126

⁽注) 当社は、2018年12月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。 第49期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益を算定し ております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比 率	主要な事業内容
	千円	%	 エンベデッドソリューション事業
株式会社NID・MI	30,000	100.0	ICTイノベーション事業 フィナンシャルシステム事業 その他事業
株式会社NID東北	30, 000	100.0	エンベデッドソリューション事業 ICTイノベーション事業
株式会社NID air (注)	30, 000	100.0	その他事業

(注)株式会社NID airは、2019年1月に株式会社NID・IEより商号を変更しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、経済情勢の急激な変化並びにITの急速な進歩に伴ったニーズの変化に迅速に対応し、顧客の期待に最大限応えるために、経営の合理化・効率化を推し進め収益力の一層の向上を図り、継続的な企業価値の増大を目指してまいります。

この基本的な方向に沿って、以下の課題を重点的に推進してまいります。

① 技術力強化による市場ニーズへの迅速な対応

非常に速いスピードで変化するITと多様化する市場ニーズに対応するため、積極的に最新IT技術に対応できる技術者の育成を図っております。これにより市場競争力を高め付加価値の高い業務の受注拡大を目指します。また、技術力の見える化を推し進め、技術者データベースを構築し運用しております。

② 経済環境の変化に対応する営業力の強化

営業部門と事業部門が一体となって、顧客の経営課題や戦略を深く理解するために、主要顧客をターゲットにグループ共有型のアカウントプランを策定し、中長期視点での営業展開を進めてまいります。

③ 品質向上への取組み

プロジェクト管理の徹底と品質向上への取組みとして、品質マネジメントシステムの国際規格であるIS09001をグループ全社で取得し、品質保証体系の確立や技術の進歩に応じたソフトウェア開発プロセスの改善・強化、

並びに人材の育成に取り組んでおります。具体的にはNQS=NID Quality Management Systemを策定し、経営の視点を含め、全社一丸でプロジェクトマネジメントを実施する仕組みを持ち、顧客に高品質・高付加価値なサービスを提供することにより、顧客満足度の向上を目指します。

④ 人材の確保及び育成の強化

若年労働力人口が減少する一方、I T投資の増加やA I 及び I o T等の先端技術分野での需要が増加していることから、今後、更なる I T技術者の不足が予想されます。このような状況を踏まえ、当社は、社員の育成と新たな人材の確保が不可欠であると認識し、0JTや社外/社内研修による技術力の向上と先進技術の共有、並びに階層ごとの体系的なキャリア開発プラン等を通じて、人材の育成に努めます。また、新規採用については、選考・採用機会の拡大を図るべく、募集方法の多様化や選考方法の工夫により優秀な人材の確保に努めてまいります。

⑤ 情報セキュリティへの取組み

当社グループ各社で情報セキュリティにつきましては国際規格である IS027001を、個人情報保護につきましてはプライバシーマークを認証取得しております。これら情報セキュリティへの取組みは、顧客へのサービス向上や企業の社会的責任遂行のために必要不可欠な経営課題と認識し、維持向上に努めます。

⑥ ITの進化に対応した新たなサービスの創出

AI、IoT、ビッグデータ、クラウドコンピューティング等の普及により、ITを取り巻く世界が急激に変化をしております。当社グループは、これら進化するITに対応した新たな活用方法や価値の高いサービス等、独自のプロダクトやソリューションを創出することが課題となります。

なお、当社は2020年3月期を最終年度とする中期経営計画を策定しております。本中期経営計画で掲げた方針に基づき、上記課題に対して精力的に取り組んでおります。中期経営計画の概要や進捗状況については、当社ホームページに掲載しております決算説明会資料をご参照ください。

URL: https://www.nid.co.jp/ir/presentation/tabid/136/Default.aspx

(5) 主要な事業内容(2019年3月31日現在)

当社グループ (当社及び当社の関係会社) は、当社及び連結子会社3社の4社で構成されており、エンベデッドソリューション事業、ICTイノベーション事業、フィナンシャルシステム事業、ネットワークソリューション事業、並びにその他事業を展開しております。

(6) 主要な事業所(2019年3月31日現在)

	本 社	東京都中央区
当	埼玉営業所	埼玉県さいたま市
	中部事業所	愛知県豊田市
株式会社NID・MI	本 社 千葉事業所	千葉県千葉市
W N A L N I D M I	佐原事業所	千葉県香取市
株式会社NID東北	本 社	宮城県仙台市
株式会社NID air (注)	本 社	東京都中央区

- (注) 1. 当社の登記上の本店所在地は、千葉県香取市玉造三丁目1番5号であります。
 - 2. 株式会社NID airは、2019年1月に株式会社NID・IEより商号を変更しております。

(7) **使用人の状況** (2019年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事 業 部 門	使用人数	前連結会計年度末比増減
エンベデッドソリューション事業	233名	10名増
ICTイノベーション事業	268名	10名増
フィナンシャルシステム事業	278名	9名増
ネットワークソリューション事業	362名	14名減
その他事業	182名	8名増
報告セグメント計	1,323名	23名増
その他共通部門	123名	11名増
合計	1,446名	34名増

- (注) 1. 上記の他、パート社員が172名おります。
 - 2. その他共通部門として記載しております使用人数は、特定セグメントに区分できない管理部門に所属している使用人数であります。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
963名	3名増	38. 7歳	15.4年

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項 記載すべき重要な事実はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2019年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 17,479,320株

② 発行済株式の総数 13,109,490株

③ 株主数 855名

④ 大株主 (上位10名)

株	主		4	Ż	持	株	数	持	株	比	率
小	森	俊	太	郎		19, 088	百株		16. 81%		1%
小	森	孝		_		16, 479	百株			14. 5	1%
エヌ	アイデイ谷	É 業 員	持株	会		10, 415	百株			9. 17	7%
株式会	会社クリエー	- トト:	ニーワ	ン		7, 011	百株			6. 17	7%
株コ	式 会 社	光	通	信		6, 171	百株			5. 43	3%
小	澤			忍		4, 500	百株			3.96	6%
鈴	木	清		司		3, 278	百株			2. 89	9%
一般	財団法人小	、森 文	化 財	団		3, 000	百株			2.64	4%
馬	場	常		雄		2, 282	百株			2.0	1%
菅	井	源	太	郎		2, 183	百株			1. 92	2%

- (注) 1. 当社は、2018年12月1日付で株式を1株につき3株の割合で株式分割を行っております。
 - 2. 当社は、自己株式を1,753,704株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 - 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 - 4. 持株比率は小数点第3位を四捨五入して表示しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況(2019年3月31日現在)

会	会社に:	おに	ける地位	Ĺ		氏	名	1	担当及び重要な兼職の状況
取	締 役	最	高顧	問	小	森	孝	_	一般財団法人小森文化財団 代表理事
取	締	役	会	長	鈴	木	清	司	
代	表取	締	役 社	長	小	森	俊	太郎	営 業 本 部 長
専	務	取	締	役	馬	場	常	雄	管 理 本 部 長株式会社NID・MI 取締役株式会社NID東北 取締役株式会社NID air 取締役
常	務	取	締	役	北		雅	昭	管理副本部長兼財経部長株式会社NID・MI 取締役株式会社NID東北 代表取締役株式会社NID air 取締役
取		締		役	盛	満	敏	昭	事 業 本 部 長 ネットワークソリューション事業部長 株式会社NID・MI 取締役 株式会社NID東北 取締役 株式会社NID air 代表取締役
取		締		役	石	井		廣	エンベデッドソリューション事業部長 株式会社NID・MI 代表取締役 株式会社NID 東北 取締役 株式会社NID air 取締役
取		締		役	加	藤	政	次	総 務 部 長 株式会社NID・MI 取締役 株式会社NID東北 取締役 株式会社NID air 取締役
取		締		役	小	菅		宏	I C T イ ノ ベ ー ション事業 部長株式会社 N I D ・ M I 取締役株式会社 N I D 東北 取締役株式会社 N I D a i r 取締役
取		締		役	濱	田		清	弁 護 士 濱 田 法 律 事 務 所 代 表
常	勤	監	查	役	鈴	衛	哲	雄	
監		查		役	千	年	雅	行	
監		查		役	松	Щ		元	公 認 会 計 士 · 税 理 士 松 山 公認 会 計 士 事 務所 所 長 M A O 合 同 会 社 代 表 監 査 役 日 社 外 監 査 役 株 式 会 社 タンガロイ 社 外 監 査 役

- (注) 1. 取締役濱田清氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役千年雅行氏及び監査役松山元氏は、社外監査役であります。
 - 3. 当社は、取締役濱田清氏、監査役千年雅行氏及び監査役松山元氏を東京証券取引所の 定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 4. 監査役千年雅行氏及び松山元氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の 知見を有しております。
 - ・監査役千年雅行氏は、永年にわたり会計事務所に勤務されており、財務及び会計業 務に携わってきた経験があります。
 - ・監査役松山元氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法 第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (1名)	375百万円 (6百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	14百万円 (7百万円)
合 計	13名	389百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 2. 取締役の報酬限度額は、2003年6月27日開催の第36期定時株主総会において年額400百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
 - 3. 監査役の報酬限度額は、1997年6月26日開催の第30期定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。
 - 4. 上記の支給額には、役員退職慰労引当金の増加額32百万円が含まれております。

④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との 関係
 - ・取締役濱田清氏は、濱田法律事務所の代表であります。 当社と同事務所との間には、特別な関係はありません。
 - ・監査役千年雅行氏は、内神田会計事務所勤務であります。 当社と同事務所との間には、特別な関係はありません。
 - ・監査役松山元氏は、松山公認会計士事務所の所長及びMAO合同会社の代表社員であります。

当社と同事務所及び同社との間には、特別な関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との 関係

監査役松山元氏は、石井食品株式会社及び株式会社タンガロイの社外監査役であり ます

当社と各社との間には、特別な関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

			活	動	状	況
取締役	濱田	清	当事業年度に開 中17回出席し、 ります。	間催された取締役 当社の経営上有	会18回(定例12[用な指摘、意見 [。]	回、臨時6回) をいただいてお
監査役	千年	雅行	中16回出席し、	開催された取締役 監査役会13回(こ。当社の経営上	定例12回、臨時	1回)全てに出
監査役	松山	元	中15回出席し、	僧とれた取締役 監査役会13回(。当社の経営上	定例12回、臨時	1回)中12回出

(4) 会計監査人の状況

① 名称

新宿監查法人

② 報酬等の額

	支	払	額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額			24百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の 財産上の利益の合計額			24百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法 に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できません ので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しており ます。
 - 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り の算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人 の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任 に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制については、内部統制システム構築の基本方針として決定しております。その概要は以下のとおりであります。

- 1. 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 法令遵守及び企業倫理に基づいた公正な企業活動の徹底を図るべく、 社長を委員長とした「内部統制委員会」を設置し、一定の重要な意思決 定を伴う事項については同委員会で審議する。
 - ② 当社グループのコンプライアンスに対する基本ポリシーを策定し、役員及び社員が主体的に法令遵守を意識して業務に取り組むよう周知・教育する。
 - ③ 組織から独立した社長直轄の監査室を設置し、当社グループの日常業務の適切性・信頼性及び効率性、法令の遵守状況等について内部監査を 実施する。
 - ④ 法令に違反する行為を当社グループ社員等が発見した場合の報告体制として、内部通報制度を構築する。社外弁護士及び当社総務部を「NIDグループホットライン」と称した通報窓口とし、ホットラインの責任者(総務部長)は、通報内容を社長及び内部統制委員会に報告する。通報は匿名でも受け付け、通報者に不利益な取扱いをしない。
- 2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役の職務執行に係る情報(議事録・稟議書・契約書等)を、法令 及び社内規程に基づき、文書により保存する。
 - ② 文書の保存期間その他の管理体制については文書管理規程による。
 - ③ 監査役が求めたときは、取締役または使用人はいつでも当該文書を閲覧または謄写に供する。

- 3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① リスク管理全般に係る規程と対応マニュアルを制定する。
 - ② 事業リスクについては「リスクプロジェクト対策委員会」を組織して、 リスク発生の未然防止及びその拡大を防ぐための活動を行う。
 - ③ 情報リスクについては「情報セキュリティ委員会」を組織して、施策 を決定し、役員及び社員に周知・教育を行う。
 - ④ 有事においては、社長を本部長とする「対策本部」が統括して危機管理にあたる。
- 4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役の職務 執行状況について監督等を行う。
 - ② 業務の運営については、各事業部長が将来の事業環境を見据え中期事業計画及び各年度予算を立案し、その内容を予算委員会で審議し目標予算を設定する。また、目標予算が当初の予定通りに進捗しているか業績管理を行う。
- 5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための 体制

当社は、当社及び当社子会社に適用する「企業理念」及び「グループ行動基準」を定め、役員及び従業員に対し徹底を図るとともに、関係会社管理規程を定めて、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。

① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社取締役が当社子会社の取締役を兼務することで、当社子会社の取締役等の職務執行の監督を行い、当社子会社の重要事項については、当社に対して適時かつ適正な報告がなされるよう、必要な体制の確保を行う。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 当社グループを取り巻くさまざまなリスクを把握・管理し、リスクの 軽減化を図る体制の確保を行う。 ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社子会社の経営状況を把握し、適切なグループ経営の体制を構築・維持するため、職務権限に関する規定を整備する他、当社グループの取締役の業務執行が効率的に行われる体制の確保を行う。

④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合する ことを確保するための体制

当社子会社に対し、その業務執行における法令及び社内規程等の遵守状況の報告を適宜求め、不備事項については改善提案や指導を行う。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合に おける当該使用人に関する事項・補助使用人の取締役からの独立性に関 する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて、その職務を補助する監査役スタッフを置くこととし、その人事については独立性を考慮したものとし、取締役と監査役が意見交換する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人の業務執行者からの独立性及び監査役の補助使用人に対する 指示の実効性を確保するために、補助使用人の属する組織、指揮命令権、 人事評価などは監査役の同意を得るものとする。

- 8. 当社の監査役への報告に関する体制
 - ① 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制 当社取締役及び使用人が当社グループに係る重要な事項について知り 得た場合、直ちに常勤監査役に報告する体制を整備する。
 - ② 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制 当社グループの取締役等及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた時は、速やかに適切な報告を行う。また、当社グループの取締役等及び使用人は、当社グループに係る重要

な事項について、これを発見し次第、直ちに当社の監査役又は監査役会 に対して報告を行う。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを 受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの監査役への報告を行った当社グループの取締役 等及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利益取扱いを受けないことを「内部通報規程」に定める。

10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役がその職務の執行について生じた費用の請求をした場合には、監査の実効性を担保すべく適切に対応する。

- 11. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査役は、取締役会や定例幹部会議のほか、内部統制委員会やリスク プロジェクト対策委員会等の重要な会議に出席することができ、必要に 応じて取締役や使用人より報告を求めることができる。
 - ② 監査役は、監査室より内部監査の結果報告を受け、または特定事項に関し調査の依頼を監査室の担当責任者に求めることができる。
 - ③ 監査役は、会計監査人と定期的な意見交換を行い、また顧問弁護士より随時必要な時にアドバイスを求めて、外部の専門家と連携を図る。
- 12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
 - ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方 経営活動の障害となる反社会的勢力に対しては、断固とした姿勢で対 応し、決して妥協することなく一切の関係を遮断することを基本方針と する。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による不当要求に対しては、当社管理本部総務部を対応 統括部署として、組織的に毅然とした対応を行うこととし、適宜弁護士 と協議できる体制も構築している。

社員への周知、教育面では、反社会的勢力へは断固とした姿勢で対応 することを行動基準の1つに設け、社員はこの行動基準を社員証と併せ て携帯しており、全社員向けeラーニングや新入社員研修、階層別研修 においても徹底を図っている。

13. 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査 の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施状況 の設定(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して 財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。
- ② 組織から独立した代表取締役社長が直轄する監査室が、内部統制の運用状況の有効性について定期的・継続的に評価を行っている。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ① 2019年3月期は、取締役会を18回開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、職務執行状況を監督しております。
- ② 監査役会を13回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査を行いました。
- ③ リスクプロジェクト対策委員会を4回、内部統制委員会を4回開催し、 リスクの未然防止、コンプライアンスの徹底について、適切な対応に務 めました。

(7) 会社の支配に関する基本方針

買収防衛策等の方針について特に記載すべき事項はありません。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 <i>の</i>	部	負	債 σ.	部
科目	金 額	科	目	金額
流 動 資 産	12, 276, 901	流 動 負	債	2, 571, 716
現金及び預金	8, 938, 931	買	金	393, 651
		未	金	428, 181
受取手形及び売掛金	3, 117, 700	未 払	費用	129, 002
仕 掛 品	122, 918	未 払 法	人 税 等	401, 915
未 収 入 金	12, 317	未 払 消	費 税 等	171, 908
		賞 与 引	当金	895, 568
そ の 他	85, 032	そ の) 他	151, 489
固定資産	6, 022, 359	固定質	債	3, 028, 417
有 形 固 定 資 産	403, 268	退職給付品	4.係る負債	2, 334, 719
		役員退職愿	対 労 引 当 金	626, 550
建物及び構築物	237, 338	資 産 除	去 債 務	45, 908
そ の 他	165, 929	そ 0) 他	21, 239
 無形固定資産	90, 686	負 債	合 計	5, 600, 134
		純	資 産	の部
ソフトウェア	71, 901	株 主 資	本	12, 196, 404
そ の 他	18, 785	資 本	金	653, 352
 投資その他の資産	5, 528, 404	資 本 剰	余 金	488, 675
	3, 320, 404	利 益 剰	余 金	12, 281, 709
投資有価証券	4, 141, 858	自 己	株 式	△1, 227, 333
繰 延 税 金 資 産	954, 992	その他の包括	利益累計額	502, 722
差 入 保 証 金	200 041	その他有価証券	評価差額金	491, 503
差入保証金	308, 241	退職給付に係る	調整累計額	11, 219
そ の 他	123, 312	純 資 産	合 計	12, 699, 126
資 産 合 計	18, 299, 260	負債純資	産 合 計	18, 299, 260

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2018年4月1日から) (2019年3月31日まで)

(単位: 千円)

	禾							目		金	額
売	1	1	上			膏		H		75.	17, 964, 983
売		上		原		佰					13, 941, 165
元	+		_	厉		14			++		
	売		上	4-	総	-m +	利		益		4, 023, 818
りり	売費	1 及	びー		管	理費	-				2, 040, 457
	営		弟	É		利			益		1, 983, 360
営		業	外		収	益					
	受		耳	Z		利			息	10, 842	
	受		取		配		当		金	131, 950	
	投	資	有	価	証	券	売	却	益	1,675	
	保	険	事	¥	務	手		数	料	4, 309	
	受		取		保		険		金	7, 497	
	投	資	事	業	組	合	運	用	益	5, 599	
	助		成		金		収		入	20, 080	
	そ				0)				他	13, 273	195, 226
営	3	業	外		費	月	1				
	支		拉	5		利			息	1,664	
	投	資	事	業	組	合	管	理	料	4, 367	
	租		移	ź		公			課	3, 051	
	そ				0				他	975	10, 058
	経		常	Ś		利			益		2, 168, 528
特		別		損	į	#	Ē				
	古	定	資	Ě	産	除		却	損	939	
	投	資	-	価	証	券	評	価	損	11, 340	
	事	務			移	転		費	用	23, 216	
	そ		,,,		0	,			他	550	36, 046
;	税金	等	調	整		当 期	新	巨利	益		2, 132, 481
		~>/	说	_				事業	税	707, 346	2, 102, 401
	法法	人	税		等	調		整整	額	△19, 725	687, 621
	親会		-							210,120	1, 444, 860
<u> </u>	171 1	12 1/1	<u> </u>	. \(1)	71-43 7	9 =	- 79.	450 45	-ш-		1, 444, 000

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から) 2019年3月31日まで)

(単位:千円)

					·
		•	株主資本	•	
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	653, 352	488, 675	11, 056, 396	△1, 227, 211	10, 971, 212
連結会計年度中の 変動額					
剰余金の配当			△219, 546		△219, 546
親会社株主に帰属 する当期純利益			1, 444, 860		1, 444, 860
自己株式の取得				△121	△121
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	_	_	1, 225, 313	△121	1, 225, 192
当 期 末 残 高	653, 352	488, 675	12, 281, 709	$\triangle 1, 227, 333$	12, 196, 404

	その	の他の包括利益累割	十額		
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計	純資産合計	
当 期 首 残 高	437, 721	10, 215	447, 936	11, 419, 149	
連結会計年度中の 変 動 額					
剰余金の配当				△219, 546	
親会社株主に帰属 する当期純利益				1, 444, 860	
自己株式の取得				△121	
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変動額(純額)	53, 781	1,003	54, 785	54, 785	
連結会計年度中の変動額合計	53, 781	1,003	54, 785	1, 279, 977	
当 期 末 残 高	491, 503	11, 219	502, 722	12, 699, 126	

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

- 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 連結の範囲に関する事項
 - ① 連結子会社の状況

・連結子会社の数 3社

・連結子会社の名称 株式会社NID・MI

株式会社NID東北

株式会社NID air (注)

- (注) 株式会社NIDairは、2019年1月に株式会社NID・IEより商号を変更しております。
- ② 非連結子会社の状況

・非連結子会社の数 2社

・非連結子会社の名称 佐原みらい運河株式会社

株式会社ニッポン・ハッピー・シェアリング

・連結の範囲から除いた理由 非連結子会社は、規模が小さく、合計の総資

産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)、 利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれ も連結計算書類に重要な影響を及ぼしてい ないため、連結の範囲から除いております。

- (2) 持分法の適用に関する事項
 - ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況 該当事項はありません。
 - ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

非連結子会社及び

関連会社の数 4社

・会社の名称 佐原みらい運河株式会社

株式会社ニッポン・ハッピー・シェアリング

北京拿宝環球文化交流有限公司

株式会社Studio Ousia

・持分法を適用しない理由 各社の当期純損益(持分に見合う額)及び利

益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持 分法の対象から除いても連結計算書類に及 ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないた め持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項 すべての連結子会社の事業年度は、連結会計年度と一致しております。

- (4) 会計方針に関する事項
 - ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
 - イ、満期保有目的の債券 償却原価法 (定額法)
 - ロ. その他有価証券
 - 時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理 し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

ハ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

• 什掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益 性の低下による簿価切下げの方法により算 定)

- ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - イ、有形固定資産

定率法によっております。

(リース資産を除く)

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1 日以降に取得した建物附属設備及び構築物 については、定額法によっております。な お、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物 6年から39年

車両運搬具及び

工具、器具及び備品 2年から20年

- 口. 無形固定資産 (リース資産を除く)
 - ・ 市場販売目的のソフト ウェア

 - ・その他の無形固定資産
- ハ. リース資産
 - ンス・リース取引に係 る資産
- ③ 重要な引当金の計上基準 イ. 賞与引当金

見込販売収益に基づく償却額と見込販売有効 期間 (3年以内) に基づく均等配分額のいず れか大きい金額を計上しております。

・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間 (5年) に基づく 定額法によっております。

定額法によっております。

・所有権移転外ファイナ リース期間を耐用年数として、残存価額を零 とする定額法を採用しております。

> 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込 額の当連結会計年度負担額を計上しておりま す。

口. 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員 退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計 上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- イ. 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる 工事
 - 工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)
- ロ. その他の工事 工事完成基準
- ⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項
 - イ. 退職給付に係る負債 の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に 備えるため、当連結会計年度末における見込 額に基づき、退職給付債務の金額を計上して おります。

過去勤務費用は、当社では、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定率法により、連結子会社では、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、当社では、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定率法により按分した額をそれぞれ発生の連結会計年度から、連結子会社では、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務 費用については、税効果を調整の上、純資産 の部におけるその他の包括利益累計額の退職 給付に係る調整累計額に計上しております。 なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給 付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰 属させる方法については、給付算定式基準に よっております。

ロ. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

393, 392千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

	株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
I	普通株式	4,369,830株	8,739,660株	-株	13, 109, 490株

- (注) 1.当社は、2018年12月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。 2.普通株式の発行済株式数の増加8,739,660株は株式分割による増加であります。
- (2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	584, 537株	1, 169, 167株	一株	1,753,704株

(注) 1.当社は、2018年12月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。 2.普通株式の自己株式数の増加は、株式分割による増加1,169,074株及び単元未満株の 買取による増加93株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決	議	株種	式	の類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2 0 1 6 月 2 定時株	27日	普	通株	式	219,546千円	58円	2018年 3月31日	2018年 6月28日

(注) 当社は、2018年12月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。上記の1株当たり配当額については当該株式分割前の実際の配当金の額を記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の類	配当金の総額	1株当たり 配 当 額	基準日	効力発生日
2019年 6月26日 定時株主総会	普通株式	238, 471千円	21円	2019年 3月31日	2019年 6月27日

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金、設備投資資金等を自己資金で賄っておりますが、必要に応じて短期の運転資金等を銀行借入により調達しております。一時的な余資は流動性及び安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブはリスクを回避するために利用する可能性がありますが、投機的な取引は行わない方針としております。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク 営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されてお ります。投資有価証券は、主に満期保有目的の債券、業務上の関係を有す る企業の株式、投資信託及び出資金等であり、事業推進目的及び純投資目 的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場 価格の変動リスクに晒されております。営業債務である買掛金及び未払金 は、そのほとんどが1か月以内の支払期日となっております。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制
 - イ. 信用リスク (取引先の契約不履行等に係るリスク) の管理

当社グループは、社内規程に基づき、営業債権については、主要な取引先の信用状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとの支払期日や債権残高管理をするとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握により貸倒リスクの軽減を図っております。

ロ. 市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を定期的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、本社経理部門統括の下、各社にて資金繰計画を適時作成・更新するとともに、手許流動性を維持することにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注)2.を参照ください)。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	8, 938, 931	8, 938, 931	_
(2) 受取手形及び売掛金	3, 117, 700	3, 117, 700	_
(3) 投資有価証券	4, 083, 625	4, 083, 625	_
資産計	16, 140, 258	16, 140, 258	_
(1) 買掛金	393, 651	393, 651	_
(2) 未払金	428, 181	428, 181	_
(3) 未払法人税等	401, 915	401, 915	_
負債計	1, 223, 748	1, 223, 748	_

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項 資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	58, 232

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難 と認められることから「(3)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	8, 938, 931	_	_	_
受取手形及び売掛金	3, 117, 700	_	_	_
投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債等	_	_	_	_
(2) 社債	_	102, 420	_	_
(3) その他	_	_	_	_
その他有価証券のうち満 期があるもの				
(1) 国債・地方債等	_	_	_	_
(2) その他	1,580	778, 360	208, 500	_
合計	12, 058, 212	880, 780	208, 500	_

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

1,118円30銭

(2) 1株当たり当期純利益

127円24銭

(注) 当社は、2018年12月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。 当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算 定しております。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位:千円)

	資		産		の		部			負		債		0)	部	
科				目		金		額	科				E	1	金		額
流	動	資		産			8, 794,	697	流	動	負	Į	債			1, 986	, 500
現	金	及	び	預	金		6, 116,	739	買		挂	+		金		433	, 582
受	ī	取	手		形		114,		未		払	7		金		245	, 970
	ı								未		払	費	•	用		95	, 774
売		挂			金		2, 387,	584	未	払	法	人	税	等		320	, 853
仕		掛	-		品		94,	987	未	払	消	費	税	等		121	, 311
未	Ţ	仅	入		金		9,	602	預		ŋ			金			, 511
前	+	払	費		用			561	賞	与			当	金			, 887
	1								そ		T.)		他			, 609
そ		T))		他		12,	406	固	定	負	-	債			2, 406	, 430
固	定	資		産			4, 267,	237	退	職		上 引		金		1,764	
有	形匠	固定	三資	産			155,	876	役	員追	融縣		引当	金		616	, 050
		_ ^	- /	- /					資	産		去	債	務		16	, 440
建					物		88,	968	そ		T.			他			, 868
そ		T))		他		66,	907	負	債		合		計		4, 392	, 930
無	形	固定	2 資	産			58,	880		純		資	產	E	の	部	
ソ	フ	F	ウ	工	ア		48.	483	株	主	資		本			8, 348	
		'							資		本		a				, 352
そ		T))		他		9,	604	資	本	剰	余					, 675
投資	そ	の他	の :	資 産			4, 053,	272	資	本			備	金			, 675
投	資	有	価	証	券		2, 909,	377	利	益	剰	余				8, 433	
関	係	会	社	株	式		116,	940	利	益			備	金			, 095
											也利					8, 404	
繰	延	税	金	資	産		744,	489				積	立	金			, 000
差	入	保		Œ	金		159,	712		/ / ·		益 乗				7, 594	
ゴ	ル	フ	会	員	権		24,	250	自	=		株	Ξ	it.		1, 227	
保	険	積		立、	金			677	評価				-				, 980
	映			1/.							西証券						, 980
		T)			他			824	純	資	産		<u></u>	計		8, 669	•
資	産		合		計	1	3, 061,	934	負債	責 糸	資	産	合	計	1	3, 061	, 934

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2018年4月1日から) (2019年3月31日まで)

(単位:千円)

	~	N.						П			(単位・1円)
	禾	<u>ት</u>						目		金	額
売			上			ī	高				13, 707, 786
売		上		原	Ī	1	西				10, 551, 661
	売		上		総		利		益		3, 156, 124
販	売 費	量 及	び・	一 般	管	理	費				1, 623, 461
	営			業		利	J		益		1, 532, 663
営	3	業	外		収	3	益				
	受			取		利	J		息	9	
	有	ſī	Б	証		券	7	FIJ	息	10,831	
	受		取		配		当		金	89, 919	
	投	資	有	価	証	券	売	却	益	1, 675	
	投	資	事	業	組	合	運	用	益	5, 599	
	保	険		事	務	- 手		数	料	4, 309	
	受	,,,	取	-	保	,	険	.,,	金	4, 450	
	そ				の		,,,		他	13, 743	130, 537
営		業	外		費	J	用			22,125	, 00.
"	支	-1-		払	,,	<i>,</i> 利			息	932	
	投	資	事	業	組	合	管	理	料	4, 367	
	租	,,,		税	,,111	公公		-1	課	1, 860	
	一そ			I)L	0)		`		他	861	8, 022
	経			常	v)	利	ı		益	001	1, 655, 178
特	作工	別		ro 損	3		, 失		ш		1, 033, 176
117	固	定]5 資	産	·)		却	損	53	
	投	資	有	価	証	券	· 評	価	損	9, 998	
	欠そ	貝	汨	ЛШ	加の	分	ÞŤ	ЛШ		550	10, 602
1		21	÷	714			k ıl ı	ŦII	他	550	
		引	前	当	期		純	利	益	E04 000	1, 644, 576
1	去 人	-		主民				事業	税	524, 098	
	去	人.	税		等	調		整	額	△5, 680	1 100 157
<u>}</u>	当	ļ	钥		純		利		益		1, 126, 157

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から) 2019年3月31日まで)

株主資本

(単位:千円)

△121

 $\triangle 9,128$

897, 360

8,669,003

		資本剰余金		利益剰余金		
	資 本 金			利 益	その他利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金計	利 益 準 備 金	別 途積 立 金	繰越利益 剰余金
当 期 首 残 高	653, 352	488, 675	488, 675	29, 095	810, 000	6, 687, 622
事業年度中の変動額	į					
剰余金の配当						△219, 546
当 期 純 利 益	:					1, 126, 157
自己株式の取得						
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	-	_	_	_	906, 610
当 期 末 残 高	653, 352	488, 675	488, 675	29, 095	810, 000	7, 594, 233
	株主資本					
	利益剰余金	体工具平		評価・換算差額等 - 納資産会計		純資産合計
	利益剰余金合計	自己株式	株 主 資 本 合 計 その他有価証 券評価差額金 差額等合計		TOXIELIA	
当 期 首 残 高	7, 526, 717	△1, 227, 211	7, 441, 533	330, 109	330, 109	7, 771, 643
事業年度中の変動額	i					
剰余金の配当	△219, 546		△219, 546			△219, 546
当 期 純 利 益	1, 126, 157		1, 126, 157			1, 126, 157

△121

△121

△1, 227, 333

△121

906, 489

8, 348, 022

 $\triangle 9,128$

△9, 128

320,980

 $\triangle 9,128$

△9, 128

320,980

906,610

自己株式の取得

株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)

事業年度中の変動額合計

末

^{8, 433, 328} (注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 満期保有目的の債券
 - ② 関係会社株式

② その他有価証券

・時価のあるもの

償却原価法(定額法) 移動平均法による原価法

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの 移動平均法による原価法

④ たな卸資産の評価基準及び評価方法

• 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益 性の低下による簿価切下げの方法により算 定)

- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産 (リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物

6年から39年

車両運搬具及び 工具、器具及び備品

2年から15年

- ② 無形固定資産 (リース資産を除く)
 - 市場販売目的のソフトウェア
 - ・自社利用のソフトウェア
 - その他の無形固定資産
- ③ リース資産
 - ・所有権移転外ファイナン ス・リース取引に係るリ ース資産

見込販売収益に基づく償却額と見込販売有効期間 (3年以内) に基づく均等配分額のいずれか大きい金額を計上しております。

社内における利用可能期間(5年)に基づく 定額法によっております。

定額法によっております。

リース期間を耐用年数として、残存価額を零 とする定額法を採用しております。

- (3) 引当金の計上基準
 - ① 賞与引当金

② 退職給付引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込 額の当事業年度負担額を計上しております。

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度 の末日における退職給付債務に基づき計上し ております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、その 発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の 一定の年数(5年)による定率法により按分 した額をそれぞれ発生の事業年度から費用 処理しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員 退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上 しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

- ・当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事 工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)
- ・その他の工事 工事完成基準
- (5) その他計算書類作成のための基本となる事項 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

288,494千円

- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
 - ① 短期金銭債権

12,804千円

② 短期金銭債務

167,690千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高

② 仕入高

③ その他の営業取引高

④ 営業取引以外の取引高

8,800千円

1,212,767千円

12,887千円

5,304千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株	式の	り種	類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普	通	株	式	584,537株	1, 169, 167株	-株	1,753,704株

(注) 1.当社は、2018年12月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。 2.普通株式の自己株式数の増加は、株式分割による増加1,169,074株及び単元未満株の 買取による増加93株であります。

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳

絽	延税	A	次	茫
亦架	711二个分	1	T	1/4:

你是'儿业员' <u>上</u>	
賞与引当金	203,588千円
社会保険料損金不算入	29, 325千円
未払事業税	10,334千円
退職給付引当金	540, 158千円
役員退職慰労引当金	188,634千円
その他	75,371千円
繰延税金資産 小計	1,047,412千円
評価性引当額	△139,835千円
繰延税金資産 合計	907,577千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△159, 250千円
その他	△3,837千円
繰延税金負債 小計	△163,087千円
繰延税金資産純額	744, 489千円

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

763円40銭

(2) 1株当たり当期純利益

99円17銭

(注) 当社は、2018年12月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。 当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定し ております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社エヌアイデイ

取締役会 御中

新宿監査法人

指 定 社 員 公認会計士 田 中 信 行 卿 指 定 社 員 公認会計士 遠 藤 修 介 卿 業務執行社員 公認会計士 遠 藤

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エヌアイデイの2018年4月 1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚 偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制 を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が 実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エヌアイデイ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利 害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月13日

株式会社エヌアイデイ

取締役会 御中

新宿監査法人

指 定 社 員 公認会計士 田 中 信 行 ⑩ 指 定 社 員 公認会計士 遠 藤 修 介 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エヌアイデイの2018年4月1日から2019年3月31日までの第52期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して 計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬 による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経 営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と 認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産 及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利 害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第52期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用 人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方 法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況 について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及 び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社につ いては、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じ て子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類 (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明 細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計 算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な 事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当 該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行について も、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月17日

株式会社エヌアイデイ 監査役会

常勤監査役 鈴 衛 哲 雄 ⑩ 社外監査役 千 年 雅 行 ⑩ 社外監査役 松 山 元 ⑩

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社の配当政策は、株主の皆様への利益還元を行うことを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、更なる経営基盤の強化、積極的な事業展開、組織・運営効率の向上、及び財務体質の強化を図りつつ、各期の業績、将来の事業展開、配当性向等を勘案しながら、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

上記に基づき、当期の期末配当につきましては、最近の業績や今後の見通し、株主の皆様への利益還元等を総合的に勘案いたしまして、以下のとおり1株につき21円とさせていただきたいと存じます。

- 配当財産の種類
 金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金21円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は、238,471,506円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日 2019年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役10名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会においてより機動的に意思決定が行えるよう取締役1名を減員し、社外取締役1名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者	s p s s 氏 名	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社
番号	(生年月日)	(重要な兼職の状況)	の株式数
1	示 森 孝 ー いち から (1934年3月1日生) 【再任】	1967年5月 当社設立代表取締役社長 1972年12月 当社代表取締役専務 (合併による変更) 1990年5月 当社代表取締役副社長 1993年6月 当社代表取締役社長 2000年10月 当社経営企画本部長 2005年6月 当社代表取締役会長 2013年6月 当社取締役会長 2015年6月 当社取締役最高顧問(現任) (重要な兼職の状況) 一般財団法人小森文化財団 代表理事	1, 647, 946株
2	示 森 俊太郎 (1964年9月3日生) 【再任】	1997年 6 月 当社監査役 2000年 6 月 当社監査役 2002年 4 月 当社財務部長 2007年 4 月 当社常務取締役兼事業本部長 2010年 4 月 当社代表取締役事務 2013年 6 月 当社代表取締役社長兼 営業本部長 2019年 4 月 当社代表取締役社長兼 営業本部長 2019年 4 月 当社代表取締役社長兼マーケティング本部長(現任)	1, 908, 880株

候補者	s り ** * * 氏 名	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社
番号	(生年月日)	(重要な兼職の状況)	の株式数
3	馬場常雄 (1948年4月19日生) 【再任】	1967年8月 当社入社 1990年6月 当社総務部長 1993年6月 当社取締役 2005年6月 当社東務取締役 経営企画本部長 2008年10月 当社常務取締役 経営企画本部長兼情報管理室長 2010年4月 当社常務取締役 管理本部長兼情報管理室長 2015年6月 当社専務取締役 (現任) 2016年4月 当社管理本部長兼財経部長 2017年4月 当社管理本部長兼財経部長 2017年1月 当社管理本部長東財経部長 2018年4月 当社管理本部長 2019年4月 当社社長室長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社NID・MI 取締役 株式会社NID東北 取締役 株式会社NID東北 取締役	228, 250株
4	整 満 敏 昭 (1959年5月15日生) 【再任】	1979年10月 当社入社 2004年4月 当社ネットワークソリューション第1部長 2008年4月 当社ネットワークソリューション事業部副事業部長当社ANAネットワークソリューション部長 2010年4月 当社ネットワークソリューション事業部長2012年6月当社取締役(現任)2018年4月当社事業本部長兼ネットワークソリューション事業部長2019年4月当社DX事業本部長兼ICTデザイン事業部長(現任)(重要な兼職の状況)株式会社NID・MI 取締役株式会社NID東北 取締役株式会社NID東北 取締役株式会社NID東北 取締役	20, 100株

候補者	s り ** ** 氏 名	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社
番号	(生年月日)	(重要な兼職の状況)	の株式数
5	元 井 廣 (1958年11月28日生) 【再任】	1981年4月 株式会社高見澤電機製作所入社 1987年7月 同社退社 1987年8月 株式会社エヌアイディ・インフォメイションシステムズ (現株式会社NID・MI) 入社 2006年4月 株式会社NID・MI) 事業部長 2010年4月 当社出向当社通信システム事業部長 2012年6月 当社取締役 (現任) 2016年4月 当社エンベデッドソリューション事業部長 2019年4月 当社ソーシャルデザイン事業部長 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社NID・MI 取締役 株式会社NID東北 取締役 株式会社NID東北 取締役	20, 200株
6	が 藤 攻 次 (1957年1月13日生) 【再任】	1980年4月 株式会社東京交通会館 入社 1983年2月 同社退社 1983年6月 当社入社 2013年4月 当社総務部長 2016年6月 当社取締役(現任) 2019年4月 当社コーポレートデザイン 本部長兼財経部長(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社NID・MI 取締役 株式会社NID東北 取締役 株式会社NID東北 取締役	17, 300株

候補者	かりがな氏 名	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社
番号	(生年月日)	(重要な兼職の状況)	の株式数
7	小 菅 宏 (1956年8月23日生) 【再任】	1980年4月 ナショナルシステムエンジニアリング株式会社 (現株式会社 (現株式会社 NTTデータ MSE) 入社 2011年3月 同社退社 2011年4月 当社入社当社営業本部統括部長 2011年8月 当社情報システム事業部副事業部長 2013年10月 当社営業本部統括部長 2015年2月 当社通信システム事業部副事業部長 2016年4月 当社ICTイノベーション事業部長兼ICTイノベーション事業部長を兼ICTイノベーション事業部長 2017年4月 当社ICTイノベーション事業部長 2017年4月 当社ICTイノベーション事業部長 2017年4月 当社ICTイノベーション事業部長 2017年4月 当社統務部長(現任)(重要な兼職の状況)株式会社NID・MI 代表取締役株式会社NID・MI 代表取締役株式会社NID東北 取締役株式会社NID東北 取締役	4, 600株
8	が ガ 境 から で (1962年7月26日生) 【新任】	1986年4月 株式会社2B・ボンバー ズ・スタジアム入社 1988年5月 同社退社 1988年7月 当社入社 2009年10月 当社情報システム事業部 情報システム第2部副部長 2012年4月 当社情報システム事業部 情報システム第2部長 2015年4月 当社情報システム事業部副 事業部長 2016年4月 当社フィナンシャルシステム事業部長 2019年4月 当社ブィナンシャルシステム事業部長 2019年4月 当社デジタルビジネスデザイン事業部長(現任)	一株

候補者	かりがな氏 名	略歴、当社における地位及び担当	所有する当社
番号	(生年月日)	(重要な兼職の状況)	の株式数
9	石 井 慎 一 (1966年11月20日生) 【新任】 【社外取締役】	1994年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 清水法律事務所入所 1999年4月 双葉法律事務所入所(千葉 県弁護士会) 2006年2月 石井法律事務所開設 2013年6月 当社補欠監査役 (重要な兼職の状況) 石井法律事務所(弁護士) 千葉市都市局指定管理者選定評価委員会 会長	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 石井慎一氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 石井慎一氏を社外取締役候補者とした理由は、当社は同氏を2013年6月に補欠監査役として選任しておりますが、弁護士としての豊富な経験と専門知識を当社の社外取締役として活かし、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
 - 4. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、当社定款において会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、石井慎一氏の選任が承認された場合は、当社と同氏との間で当該契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。
 - 5. 当社は石井慎一氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として 指定し、同氏の選任が承認された場合は、同氏を独立役員として届け 出る予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役2名が本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

/ ¬, , 1, 1, -1×	ふり が な	一枚 田 ・	
候補者	氏 名	略歴、当社における地位	所有する当社
番号	(生年月日)	(重要な兼職の状況)	の株式数
		1980年9月 平川会計事務所(現税理	
	ち とせ まさ ゆき	士法人平川会計パートナー	
	5	ズ)入所	
1	(1958年2月27日生)	1983年4月 和田会計事務所入所	-株
	【再任】	1985年8月 千年行光税理士事務所入所	
	111122	2003年7月 内神田会計事務所入所	
		2015年6月 当社社外監査役(現任)	
		1992年11月 太田昭和監査法人(現EY新	
		日本有限責任監査法人)	
		入所	
		2001年1月 松山公認会計士事務所開	
		設 (現任)	
		2008年1月 MAO合同会社代表社員(現任)	
	松山元	2008年6月 石井食品株式会社社外監	
2		査役 (現任)	1/L
	(1966年9月18日生)	2014年3月 株式会社タンガロイ社外	一株
	【再任】	監査役(現任)	
		2015年6月 当社社外監査役(現任)	
		(重要な兼職の状況)	
		松山公認会計士事務所所長	
		MAO合同会社代表社員	
		石井食品株式会社社外監査役	
		株式会社タンガロイ社外監査役	

- (注) 1. 千年雅行氏及び松山元氏は、社外監査役候補者であります。
 - 2. 千年雅行氏及び松山元氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 3. (1) 千年雅行氏を社外監査役候補者とした理由は、永年にわたり会計事務所に勤務されており、豊富な知識と経験を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外

- の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の 理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できる ものと判断しております。
- (2) 松山元氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計並びに税務に関する豊富な知識と経験を当社の監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。
- 4. 千年雅行氏及び松山元氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、 社外監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となりま す。
- 5. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、当社定款において会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めております。これに基づき、社外監査役候補者である千年雅行、松山元の各氏と当社の間で当該責任限定契約を締結しております。各氏の再任が承認された場合は、当社は、各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。
- 6. 千年雅行氏及び松山元氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員 の要件を満たしており、各氏の再任が承認された場合は、独立役員と して届け出る予定であります。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

本総会開始の時をもって、2015年6月25日開催の第48期定時株主総会において補欠監査役に選任された石井慎一氏の選任の効力が失効し、2017年6月27日開催の第50期定時株主総会において補欠監査役に選任された菅原功氏より補欠監査役を辞退したい旨の申し出がありましたので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、補欠監査役の監査役への就任順位は、井上一希氏を第1順位、中田博明氏を第2順位といたします。ただし、中田博明氏は社外監査役の要件を満たしておりませんので、社外監査役が欠けた場合の候補者は井上一希氏となります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

	蓝玉区区間 日 15 ()(
候補者	なりがな 氏 名	所有する当社	
番号	(生年月日)	(重要な兼職の状況)	の株式数
1	カラスネー かず 素 井 上 一 希 (1973年3月2日生) 【新任】	2005年10月 弁護士登録(東京弁護士会) 御園法律事務所入所 2007年2月 井野法律事務所(現K&K 法律事務所)入所(第二東 京弁護士会)(現任) (重要な兼職の状況) K&K法律事務所(弁護士)	一株
2	中 苗 博 崩 (1959年3月20日生) 【新任】	1981年4月 当社入社 2007年4月 当社通信システム事業部通 信システム第1部長 2015年2月 当社管理本部総務部副部長 2019年4月 当社コーポレートデザイン 本部総務部(現任)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 井上一希氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 - 3. 井上一希氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。なお、同氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役の職務を適切に遂行できるものと判断しております。
 - 4. 当社は、会社法第427条第1項に基づき、当社定款において会社法第 423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる 旨を定めており、井上一希氏が社外監査役に就任した場合は、当社と

同氏との間で当該契約を締結する予定であります。当該契約に基づく 損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限 度額としております。

5. 井上一希氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が就任された場合は、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、取締役会長鈴木清司氏、取締役北雅昭氏、社外取締 役濱田清氏の3名は、任期満了により退任されます。

つきましては、鈴木清司氏、北雅昭氏、濱田清氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、鈴木清司氏、北雅昭氏については取締役会に、また、濱田清氏の社外監査役在任期間分については監査役の協議に、社外取締役在任期間分については取締役会によることにご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

	· 氏	* a			略歷
鈴	**	清	<u></u> 급	2015年6月	当社代表取締役社長 当社代表取締役会長 当社取締役会長(現任)
* 北		sto 雅	set 昭		当社取締役 当社常務取締役(現任)
はま	だ田		*** [*] 清		当社社外監査役 当社社外取締役 (現任)

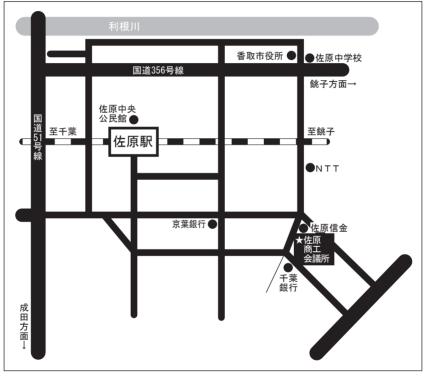
以 上

メ	モ

株主総会会場ご案内図

会場千葉県香取市佐原イ525-1佐原商工会議所 4階大ホール

電話 0478-54-2244



交通 JR成田線 佐原駅から徒歩10分